

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

●原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、28か国で輸入規制を撤廃、26の国・地域で輸入規制を継続）。

◇諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年8月3日時点）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名		
事故後輸入 規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国	28	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア		
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	8	6 2	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾 (日本での出荷制限品目を停止) 米国、フィリピン
			一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン、ロシア ※EU加盟国（28か国）を1地域とカウント。
		自国での検査強化	1	イスラエル	

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇最近の規制措置完全撤廃の例

撤廃された年月	国名
平成26年1月	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
平成29年4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年2月	トルコ
7月	ニューカレドニア

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成28年12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみ)
平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコメ等を検査証明対象から除外等)
平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)
3、6月	米国	輸入停止(栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ)→解除
3月	ロシア	輸入停止(7県産の水産物)→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書(セシウム、ストロンチウム)の添付を条件に停止措置を解除
5月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(5県の全ての食品・飼料→福島県)、産地証明書の添付不要
7月	シンガポール	全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小(福島県10市町村→7市町村)
〃	香港	輸入停止(茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳)→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

- 我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。
- 引き続き、政府一丸となって撤廃・緩和に向けた取組を実施中。

輸出先国・地域	輸出額・順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,877億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,007億円 3位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
台湾	838億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国 (WTOにおいて 係争中)	597億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物
シンガポール	261億円 8位	福島	林産物、水産物
		福島原発周辺の7市町村	全ての食品
マカオ	38億円 23位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品
		宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	野菜、果物、乳製品

注：1 輸出額及び順位は、平成29年確定値による。（出典：財務省「貿易統計」）

2 上記6か国・地域のほか、米国、フィリピンの2か国は、日本国内において出荷制限措置がとられている品目を輸入停止している。

3 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。